改　正　後

2 面

2　申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先（金融商品取引業者等）		譲渡の対価の額（収入金額）	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額（譲渡所得等の金額）	源泉徴収税額
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 （　）	本店 支店 出張所 （　）	円	円	円	円
源泉口座・簡易口座	証券会社 銀行 （　）	本店 支店 出張所 （　）				
合計（上場分（特定口座））			1 面 ① へ	1 面 ⑤ へ		申告書第二表「所得の内訳」欄へ

3　国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった国内事業管理親法人株式の明細

管理しなくなる行為の区分（※1）	その行為が行われた年月日	その行為が行われた国内事業管理親法人株式の銘柄	その行為が行われた株式の数（又は出資の金額）	譲渡があったものとみなされる金額	取得費（取得価額）	取得年月日（※2）
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・　・		株（円）	円		・　・ （　・　・　） 【＿＿＿＿税務署】
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・　・					・　・ （　・　・　） 【＿＿＿＿税務署】

※1　「管理しなくなる行為の区分」欄は、それぞれ該当する行為の番号を○で囲んでください。

※2　「取得年月日」欄には、その行為が行われた国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、（　）内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日、【　】内にその国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を、それぞれ記載してください。

【参考】　特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費（取得価額）	譲渡のための委託手数料	取得年月日（※）
未公開分・上場分	・　・		株（口）		円	円	円	・　・ （　・　・　）
未公開分・上場分	・　・							・　・ （　・　・　）
合計	未公開分				1 面 ① へ	1 面 ⑤ へ	1 面 ⑥ へ	
	上場分（一般口座）				1 面 ① へ	1 面 ⑤ へ	1 面 ⑥ へ	

※　「取得年月日」欄には、その国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、（　）内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日を記載してください。また、次の【　】内に、その国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を記載してください。

【＿＿＿＿＿税務署】

○　特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください

改　正　前

2 面

2　「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日（※）	特例を適用して計算した取得費の金額	その譲渡直前の株式等の所有状況 ⓐその株式等の全所有株式数	ⓑうち、平成13年10月1日以後に取得した株式数
・　・		株（口）		円	・　・ （　・　・　）	円	株（口）	株（口）
・　・					・　・ （　・　・　）			
・　・					・　・ （　・　・　）			

※　譲渡した国内事業管理親法人株式について「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける場合には、「取得年月日」欄には、その国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、（　）内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日を記載してください。また、次の【　】内に、その国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を記載してください。

【＿＿＿＿＿税務署】

3　国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった国内事業管理親法人株式の明細

管理しなくなる行為の区分（※1）	その行為が行われた年月日	その行為が行われた国内事業管理親法人株式の銘柄	その行為が行われた株式の数（又は出資の金額）	譲渡があったものとみなされる金額	取得年月日（※2）
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・　・		株（円）	円	・　・ （　・　・　） 【＿＿＿＿税務署】
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなる行為 ② 国外にある住所、居所又は事務所、事業所その他これらに準ずるものに移管する行為 ③ その他国内の恒久的施設において管理しなくなる行為	・　・				・　・ （　・　・　） 【＿＿＿＿税務署】

※1　「管理しなくなる行為の区分」欄は、それぞれ該当する行為の番号を○で囲んでください。

※2　「取得年月日」欄には、その行為が行われた国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、（　）内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日、【　】内にその国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を、それぞれ記載してください。

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細（上記2及び3に記載した株式等以外の株式等について記載してください。）

区分（※1）	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先（金融商品取引業者等）の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得年月日（※2）
未公開分・上場分	・　・		株（口）		円	・　・ （　・　・　）
未公開分・上場分	・　・					・　・ （　・　・　）
未公開分・上場分	・　・					・　・ （　・　・　）

※1　「区分」欄は、未公開株式等については「未公開分」、上場株式等については「上場分」のいずれか当てはまるものを○で囲んでください。

※2　譲渡した国内事業管理親法人株式の明細を記載する場合には、「取得年月日」欄には、その国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日を記載し、（　）内にその国内事業管理親法人株式に対応する国内事業管理株式を取得した年月日を記載してください。また、次の【　】内に、その国内事業管理親法人株式の交付に係る「国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書」を提出した税務署名を記載してください。

【＿＿＿＿＿税務署】

○　特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。

改　正　後

番　号	

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成 ___ 年分）【租税特別措置法第41条の5用】

住　所（又は事業所 事務所 居所など）		フリガナ 氏　名	

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５第１項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５第４項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 （「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑥の合計欄の金額を書いてください。）		①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は0と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）		②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）		③	
本年分の純損失の金額 （上記③（※1）、申告書Ｂ第一表⑨及び申告書第三表㊻・㊼の金額の合計額又は申告書第四表㊾の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。）		④	
本年分が青色申告の場合	**不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額** （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑤	
本年分が白色申告の場合	**変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額** （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。）	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （④から⑤又は⑥を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。）		⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 （③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。） （③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額）＿＿＿＿円 × ｛1 − （土地等に係る特定損失の金額）＿＿＿＿円 ／（③の金額）＿＿＿＿円 × （土地等の面積）＿＿＿＿㎡ − 500㎡ ／（土地等の面積）＿＿＿＿㎡｝		⑧	

※1　「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は０とします。）。
※2　「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3　「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㉘、㉙の金額の合計額とします。

（平成23年分以降用）

H23.11

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改　正　前

番　号	

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成 ___ 年分）【租税特別措置法第41条の5用】

住　所（又は事業所 事務所 居所など）		フリガナ 氏　名	

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５第１項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５第４項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 （「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑥の合計欄の金額を書いてください。）		①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は0と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）		②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）		③	
本年分の純損失の金額 （上記③（※1）、申告書Ｂ第一表⑨及び申告書第三表㊷・㊸の金額の合計額又は申告書第四表㊻の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。）		④	
本年分が青色申告の場合	**不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額** （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑤	
本年分が白色申告の場合	**変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額** （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。）	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （④から⑤又は⑥を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。）		⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 （③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。） （③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額）＿＿＿＿円 × ｛1 − （土地等に係る特定損失の金額）＿＿＿＿円 ／（③の金額）＿＿＿＿円 × （土地等の面積）＿＿＿＿㎡ − 500㎡ ／（土地等の面積）＿＿＿＿㎡｝		⑧	

※1　「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は０とします。）。
※2　「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3　「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㉘、㉙の金額の合計額とします。

（平成22年分以降用）

H22.11

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改　正　後

番　号	

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成＿＿年分）　【租税特別措置法第41条の５の２用】

住　所（又は事業所 事務所 居所など）		フリガナ 氏　名	

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５の２第１項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５の２第４項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑦の合計欄の金額を書いてください。）	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は０と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は０と書いてください。）	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。）	④	
本年分の純損失の金額 （上記④（※1）、申告書Ｂ第一表⑨及び申告書第三表㊻・㊼の金額の合計額又は申告書第四表㊾の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。）	⑤	
本年分が青色申告の場合　**不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額** （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑥	
本年分が白色申告の場合　**変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額** （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは０と書きます。）	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。）	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）	⑨	

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。
※2「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㉘、㉙の金額の合計額とします。

（平成23年分以降用）

H23.11

改　正　前

番　号	

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成＿＿年分）　【租税特別措置法第41条の５の２用】

住　所（又は事業所 事務所 居所など）		フリガナ 氏　名	

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の５の２第１項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の５の２第４項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）をご覧ください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の⑦の合計欄の金額を書いてください。）	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください（黒字の場合は０と書きます。）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。）	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は０と書いてください。）	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。）	④	
本年分の純損失の金額 （上記④（※1）、申告書Ｂ第一表⑨及び申告書第三表㊸・㊹の金額の合計額又は申告書第四表㊻の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは０と書きます。）	⑤	
本年分が青色申告の場合　**不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額** （それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。）	⑥	
本年分が白色申告の場合　**変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額** （それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは０と書きます。）	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 （⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額（引ききれない場合は0）を書いてください。）	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。）	⑨	

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額（特別控除前）又は一時所得の黒字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします（上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。）。
※2「事業所得の金額」とは、申告書Ｂ第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表（損失申告用）の「１損失額又は所得金額」の㉘、㉙の金額の合計額とします。

（平成22年分以降用）

H22.11

改　正　後

1 面

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

【平成＿＿＿年分】

番　号	

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき個人の方が、租税特別措置法第37条の９の５に規定する事業用土地等（以下「事業用土地等」といいます。）の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法第37条の９の５第１項）の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」(１面から３面)の作成をしてください。

住　所 （納税地）	（　　）			フリガナ 氏　名	（旧氏名：　　）
届出書の住所					
電話番号 （連絡先）		職　業 （屋　号）	（　　）	関与税理士名 （電　話）	（　　）

○ この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1　事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

区分	イ 譲渡価額 (① 譲渡価額)	ロ 取得価額 (② 取得費の(イ)の金額)	ハ 譲渡費用 (③ 譲渡費用)	ニ 利益金額 (イ－(ロ＋ハ))	ホ 利益金額の割合
短期・長期	円	円	円	㋑　円	㋥(㋑÷❶)
短期・長期				㋺	㋭(㋺÷❶)
短期・長期				㋩	㋬(㋩÷❶)
事業用土地等の利益金額の合計額（㋑＋㋺＋㋩）				❶	1.00

※　イ欄、ロ欄及びハ欄のかっこ書きは、譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】に対応しています。

2　事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（以下「譲渡損失金額」といいます。）がある場合に、△を付けないで記載してください。
なお、❶－❷の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

譲渡損失金額	❷	円

※　事業用土地等以外の２以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

3　本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1)　本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等（事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用（減額）後の取得価額が０となったものは除きます。以下同じです。)について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

	取得年分	物件の所在地	種類	面積	契約年月日	引渡年月日	届出書提出先税務署	届出書提出年月日
a	年分			㎡	・　・	・　・	税務署	・　・
b	年分			㎡	・　・	・　・	税務署	・　・
c	年分			㎡	・　・	・　・	税務署	・　・

※　前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等（適用（減額）後の取得価額が０となったものは除きます。）がある場合は、その対象先行取得土地等から先に（a欄に）記載してください。
※　平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。
※　「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。

(2)　上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分 （申告年月日）	年分 （　・　・　）	申告書提出先税務署	税務署	特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額	❸	円

※　❸の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書」の４の㋧欄（特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額）の金額を記載してください。

（平成23年分以降用）
H23.11

改　正　前

1 面

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

【平成＿＿＿年分】

番　号	

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき個人の方が、租税特別措置法第37条の９の５に規定する事業用土地等（以下「事業用土地等」といいます。）の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」（租税特別措置法第37条の９の５第１項）の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」(１面から３面)の作成をしてください。

住　所 （納税地）	（　　）			フリガナ 氏　名	（旧氏名：　　）
届出書の住所					
電話番号 （連絡先）		職　業 （屋　号）	（　　）	関与税理士名 （電　話）	（　　）

○ この計算明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1　事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。

区分	イ 譲渡価額 (① 譲渡価額)	ロ 取得価額 (② 取得費の(イ)の金額)	ハ 譲渡費用 (③ 譲渡費用)	ニ 利益金額 (イ－(ロ＋ハ))	ホ 利益金額の割合
短期・長期	円	円	円	㋑　円	㋥(㋑÷❶)
短期・長期				㋺	㋭(㋺÷❶)
短期・長期				㋩	㋬(㋩÷❶)
事業用土地等の利益金額の合計額（㋑＋㋺＋㋩）				❶	1.00

※　イ欄、ロ欄及びハ欄のかっこ書きは、譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】に対応しています。

2　事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額（以下「譲渡損失金額」といいます。）がある場合に、△を付けないで記載してください。
なお、❶－❷の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

譲渡損失金額	❷	円

※　事業用土地等以外の２以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

3　本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1)　本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等（事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用（減額）後の取得価額が０となったものは除きます。以下同じです。)について、特例の適用を受ける物件の順番に上から記載してください。

	取得年分	物件の所在地	種類	面積	契約年月日	引渡年月日	届出書提出先税務署	届出書提出年月日
a	年分			㎡	・　・	・　・	税務署	・　・
b	年分			㎡	・　・	・　・	税務署	・　・
c	年分			㎡	・　・	・　・	税務署	・　・

※　前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等（適用（減額）後の取得価額が０となったものは除きます。）がある場合は、その対象先行取得土地等から先に（a欄に）記載してください。
※　平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。
※　「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。

(2)　上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分 （申告年月日）	年分 （　・　・　）	申告書提出先税務署	税務署	特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額	❸	円

※　❸の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書」の４の㋧欄（特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額）の金額を記載してください。

（平成22年分以降用）
H22.11

改　正　後

2 面

(3)　1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金（取得価額）について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、a欄には❹欄（❸欄の金額を転記）のみ記載してください。

	取得価額の内訳	支払先 住所（所在地）	支払先 氏名（名称）	支払年月日	支払金額
a	土地			・　・	円
				・　・	
				・　・	
	対象先行取得土地等の取得価額				❹
b	土地			・　・	
				・　・	
				・　・	
	対象先行取得土地等の取得価額				❺
c	土地			・　・	
				・　・	
				・　・	
	対象先行取得土地等の取得価額				❻

※　対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます（建物等に係る仲介手数料などは含まれません。）。

4　繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

	Ⓐ ❶×80%（又は60%）	Ⓑ ❶－❷（赤字の場合は0）	Ⓒ ⒶとⒷのうち少ない金額	Ⓓ Ⓒのうち適用済みの金額	Ⓔ Ⓒ－Ⓓの金額	Ⓕ 対象先行取得土地等の取得価額	Ⓖ 繰延利益金額（ⒺとⒻのうち少ない金額）	Ⓗ 特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額（Ⓕ－Ⓖ）
a	円	円	円		円	❹の金額　円	ⓐ　円	円
b				ⓐの金額　円		❺の金額	ⓑ	
c				ⓐ＋ⓑの金額		❻の金額	ⓒ	
繰延利益金額の合計額（ⓐ＋ⓑ＋ⓒ）							❼	

※　b以下の記載は、「Ⓔ欄の金額」＞「Ⓕ欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。

※　3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したもののみである場合、Ⓐ欄の割合は60%で計算します。

※　Ⓗ欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の❸欄の取得価額又はa～cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

5　事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分（短期又は長期）に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

区分	❽ 収入金額（1のイの金額）	❾ 取得価額＋譲渡費用（1の（ロ＋ハ）の金額）	❿ 繰延利益金額（❼の金額×1のホの割合）	⓫ 譲渡所得の金額（❽－❾－❿）
短期	申告書第三表㋙又は㋚へ　円	円	円	申告書第三表㊲又は㊳へ　円
長期	申告書第三表㋛へ			申告書第三表㊴へ

※　短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「❿繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合（1面の「1」のホの㋥、㋭、㋬の割合）によって❼の金額をあん分した金額を記載します（同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します。）。

※　ここで計算した内容を「申告書第三表（分離課税用）」に転記します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表（分離課税用）」へ転記する必要があります。

○　この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書』の記載例」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。）を参照してください。また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署におたずねください。

改　正　前

2 面

(3)　1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金（取得価額）について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの（対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの）である場合は、a欄には❹欄（❸欄の金額を転記）のみ記載してください。

	取得価額の内訳	支払先 住所（所在地）	支払先 氏名（名称）	支払年月日	支払金額
a	土地			・　・	円
				・　・	
				・　・	
	対象先行取得土地等の取得価額				❹
b	土地			・　・	
				・　・	
				・　・	
	対象先行取得土地等の取得価額				❺
c	土地			・　・	
				・　・	
				・　・	
	対象先行取得土地等の取得価額				❻

※　対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます（建物等に係る仲介手数料などは含まれません。）。

4　繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

	Ⓐ ❶×80%（又は60%）	Ⓑ ❶－❷（赤字の場合は0）	Ⓒ ⒶとⒷのうち少ない金額	Ⓓ Ⓒのうち適用済みの金額	Ⓔ Ⓒ－Ⓓの金額	Ⓕ 対象先行取得土地等の取得価額	Ⓖ 繰延利益金額（ⒺとⒻのうち少ない金額）	Ⓗ 特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額（Ⓕ－Ⓖ）
a	円	円	円		円	❹の金額　円	ⓐ　円	円
b				ⓐの金額　円		❺の金額	ⓑ	
c				ⓐ＋ⓑの金額		❻の金額	ⓒ	
繰延利益金額の合計額（ⓐ＋ⓑ＋ⓒ）							❼	

※　b以下の記載は、「Ⓔ欄の金額」＞「Ⓕ欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。

※　3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したもののみである場合、Ⓐ欄の割合は60%で計算します。

※　Ⓗ欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の❸欄の取得価額又はa～cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

5　事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分（短期又は長期）に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

区分	❽ 収入金額（1のイの金額）	❾ 取得価額＋譲渡費用（1の（ロ＋ハ）の金額）	❿ 繰延利益金額（❼の金額×1のホの割合）	⓫ 譲渡所得の金額（❽－❾－❿）
短期	申告書第三表㋙又は㋚へ　円	円	円	申告書第三表㊹又は㊺へ　円
長期	申告書第三表㋛へ			申告書第三表㊻へ

※　短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「❿繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合（1面の「1」のホの㋥、㋭、㋬の割合）によって❼の金額をあん分した金額を記載します（同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します。）。

※　ここで計算した内容を「申告書第三表（分離課税用）」に転記します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表（分離課税用）」へ転記する必要があります。

○　この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例に関する計算明細書』の記載例」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。）を参照してください。また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署におたずねください。

改　正　後

山林所得収支内訳書（計算明細書）

譲渡者	住所		氏名 (フリガナ)	電話番号	(　　)
関与税理士	住所		氏名	電話番号	(　　)

			合計	内訳			
特例適用条文				措法　条		措法　条	
譲渡した山林の明細	山林の所在地番						
	面積	皆伐・間伐の区分		ヘクタール	皆伐・間伐	ヘクタール	皆伐・間伐
	樹種	樹齢			年		年
	本数	数量		本	m³	本	m³
	譲渡先 住所又は所在地						
	譲渡先 氏名又は名称						
	譲渡した年月日			年　月　日		年　月　日	
	譲渡山林を植林・購入した時期			年　月　日		年　月　日	
譲渡価額の総額（収入金額）		①	A　円	円		円	
伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額	②	円	円		円	
	専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③	円	円		円	
	計（②+③）	④	円	円		円	
差引（①－④）		⑤	円	円		円	
取得費、管理費など	概算経費率による場合	概算経費の額（⑤×50%）	⑥ 円	円		円	
	概算経費率によらない場合	植林費、取得に要した経費	⑦ 円	円		円	
		管理費その他の育成費用	⑧ 円	円		円	
		③以外の専従者控除額	⑨ 円	円		円	
		計(⑦+⑧+⑨)	⑩ 円	円		円	
被災事業用資産の損失の金額（保険金等で補塡される部分を除く。）			⑪ 円	円		円	
必要経費｛④+(⑥又は⑩)+⑪｝			⑫ 円	円		円	
森林計画特別控除	概算経費率の適用を受ける場合（⑤×20%）		⑬ 円	円		円	
	概算経費率の適用を受けない場合	収入金額基準額（⑤×20%）	⑭		円		円
		所得基準額（⑤×50%－⑩）	⑮		円		円
		⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯ 円	円		円	
差引金額｛①－⑫－(⑬又は⑯)｝			⑰ 円	円		円	
特別控除額			⑱ 円				
山林所得金額			⑲ B　円				

（注）「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の２第１項の適用を受ける場合に記載してください。（資７－６－１－Ａ４統一）
（平成18年分以降用）
H23.11

改　正　前

山林所得収支内訳書（計算明細書）

譲渡者	住所		氏名 (フリガナ)	電話番号	(　　)
関与税理士	住所		氏名	電話番号	(　　)

			合計	内訳			
特例適用条文				措法　条		措法　条	
譲渡した山林の明細	山林の所在地番						
	面積	皆伐・間伐の区分		ヘクタール	皆伐・間伐	ヘクタール	皆伐・間伐
	樹種	樹齢			年		年
	本数	数量		本	m³	本	m³
	譲渡先 住所又は所在地						
	譲渡先 氏名又は名称						
	譲渡した年月日			年　月　日		年　月　日	
	譲渡山林を植林・購入した時期			年　月　日		年　月　日	
譲渡価額の総額（収入金額）		①	A　円	円		円	
伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額	②	円	円		円	
	専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③	円	円		円	
	計（②+③）	④	円	円		円	
差引（①－④）		⑤	円	円		円	
取得費、管理費など	概算経費率による場合	概算経費の額（⑤×50%）	⑥ 円	円		円	
	概算経費率によらない場合	植林費、取得に要した経費	⑦ 円	円		円	
		管理費その他の育成費用	⑧ 円	円		円	
		③以外の専従者控除額	⑨ 円	円		円	
		計(⑦+⑧+⑨)	⑩ 円	円		円	
被災事業用資産の損失の金額（保険金等で補てんされる部分を除く。）			⑪ 円	円		円	
必要経費｛④+(⑥又は⑩)+⑪｝			⑫ 円	円		円	
森林計画特別控除	概算経費率の適用を受ける場合（⑤×20%）		⑬ 円	円		円	
	概算経費率の適用を受けない場合	収入金額基準額（⑤×20%）	⑭		円		円
		所得基準額（⑤×50%－⑩）	⑮		円		円
		⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯ 円	円		円	
差引金額｛①－⑫－(⑬又は⑯)｝			⑰ 円	円		円	
特別控除額			⑱ 円				
山林所得金額			⑲ B　円				

（注）「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の２第１項の適用を受ける場合に記載してください。（資７－６－１－Ａ４統一）
（平成18年分以降用）

改　正　後

山林所得収支内訳書（計算明細書）

（課税事業者用）

譲渡者	住所		氏名	(フリガナ)	電話番号 ( )
関与税理士	住所		氏名		電話番号 ( )

			合計	内訳			
消費税等の経理方式		特例適用条文	税込・税抜	措法　条		措法　条	
譲渡した山林の明細	山林の所在地番						
	面積	皆伐・間伐の区分		ヘクタール	皆伐・間伐	ヘクタール	皆伐・間伐
	樹種	樹齢			年		年
	本数	数量		本	m³	本	m³
	譲渡先 住所又は所在地						
	譲渡先 氏名又は名称						
	譲渡した年月日			年　月　日		年　月　日	
	譲渡山林を植林・購入した時期			年　月　日		年　月　日	
譲渡価額（収入金額）		①	円	円		円	
総収入金額に算入される消費税等の額		②	円	円		円	
計（①+②）		③	A 円	円		円	
伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額	④	円	円		円	
	専従者控除額のうち④に相当する部分の金額	⑤	円	円		円	
	計（④+⑤）	⑥	円	円		円	
差引（①－⑥）		⑦	円	円		円	
取得費、管理費など	概算経費率による場合	概算経費の額（⑦×50%）	⑧	円	円		円
	概算経費率によらない場合	植林費、取得に要した経費	⑨	円	円		円
		管理費その他の育成費用	⑩	円	円		円
		⑤以外の専従者控除額	⑪	円	円		円
		計（⑨+⑩+⑪）	⑫	円	円		円
被災事業用資産の損失の金額（保険金等で補塡される部分を除く。）			⑬	円	円		円
必要経費｛⑥+(⑧又は⑫)+⑬｝			⑭	円	円		円
必要経費に算入される消費税等の額			⑮	円	円		円
計（⑭+⑮）			⑯	円	円		円
森林計画特別控除(注1)	概算経費率の適用を受ける場合（⑦×20%）		⑰	円	円		円
	概算経費率の適用を受けない場合	収入金額基準額（⑦×20%）	⑱		円		円
		所得基準額（⑦×50%－⑫）	⑲		円		円
		⑱と⑲のうち低い方の金額	⑳	円	円		円
差引金額｛③－⑯－(⑰又は⑳)｝			㉑	円	円		円
特別控除額（注2）			㉒	円			
山林所得金額			㉓	B 円			

（注）1「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の２第１項の適用を受ける場合に記載してください。
2「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。

（資７－６－２－Ａ４統一）
（平成18年分以降用）
H23.11

改　正　前

山林所得収支内訳書（計算明細書）

（課税事業者用）

譲渡者	住所		氏名	(フリガナ)	電話番号 ( )
関与税理士	住所		氏名		電話番号 ( )

			合計	内訳			
消費税等の経理方式		特例適用条文	税込・税抜	措法　条		措法　条	
譲渡した山林の明細	山林の所在地番						
	面積	皆伐・間伐の区分		ヘクタール	皆伐・間伐	ヘクタール	皆伐・間伐
	樹種	樹齢			年		年
	本数	数量		本	m³	本	m³
	譲渡先 住所又は所在地						
	譲渡先 氏名又は名称						
	譲渡した年月日			年　月　日		年　月　日	
	譲渡山林を植林・購入した時期			年　月　日		年　月　日	
譲渡価額（収入金額）		①	円	円		円	
総収入金額に算入される消費税等の額		②	円	円		円	
計（①+②）		③	A 円	円		円	
伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額	④	円	円		円	
	専従者控除額のうち④に相当する部分の金額	⑤	円	円		円	
	計（④+⑤）	⑥	円	円		円	
差引（①－⑥）		⑦	円	円		円	
取得費、管理費など	概算経費率による場合	概算経費の額（⑦×50%）	⑧	円	円		円
	概算経費率によらない場合	植林費、取得に要した経費	⑨	円	円		円
		管理費その他の育成費用	⑩	円	円		円
		⑤以外の専従者控除額	⑪	円	円		円
		計（⑨+⑩+⑪）	⑫	円	円		円
被災事業用資産の損失の金額（保険金等で補てんされる部分を除く。）			⑬	円	円		円
必要経費｛⑥+(⑧又は⑫)+⑬｝			⑭	円	円		円
必要経費に算入される消費税等の額			⑮	円	円		円
計（⑭+⑮）			⑯	円	円		円
森林計画特別控除(注1)	概算経費率の適用を受ける場合（⑦×20%）		⑰	円	円		円
	概算経費率の適用を受けない場合	収入金額基準額（⑦×20%）	⑱		円		円
		所得基準額（⑦×50%－⑫）	⑲		円		円
		⑱と⑲のうち低い方の金額	⑳	円	円		円
差引金額｛③－⑯－(⑰又は⑳)｝			㉑	円	円		円
特別控除額（注2）			㉒	円			
山林所得金額			㉓	B 円			

（注）1「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の２第１項の適用を受ける場合に記載してください。
2「青色申告特別控除」の適用がある場合には、その金額を「特別控除額」の合計欄の上段に二段書きしてください。

（資７－６－２－Ａ４統一）
（平成18年分以降用）

改　正　後

※　通信日付印年月日		※整理簿
平成　年　月　日	確認者印	

税務署
受付印

＿＿＿＿＿税の更正の請求書

＿＿＿＿＿税務署長殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

（前納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
〒
住所又は
所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
フリガナ
氏名又は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印
（法人等の場合）
代表者等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印
職　　業＿＿＿＿＿電話番号＿＿＿＿＿＿

1．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日

＿＿＿＿　年分　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　平成＿＿年＿＿月＿＿日＿＿＿

2．申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等
次葉のとおり

3．添付した書類

4．更正の請求をする理由

5．更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

6．還付を受けようとする銀行等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀　　行　　本店・支店 金庫・組合　　出張所 ＿＿＿農協・漁協　＿＿＿本所・支所 ＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号＿＿＿－＿＿＿ 3　郵便局等の窓口で受取りを希望する場合 ＿＿＿＿

関与税理士	印	電話番号	

（資 15－1－1－A4統一）

改　正　前

※　通信日付印年月日		※整理簿
平成　年　月　日	確認者印	

税務署
受付印

＿＿＿＿＿税の更正の請求書

＿＿＿＿＿税務署長殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

（前納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
〒
住所又は
所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
フリガナ
氏名又は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印
（法人等の場合）
代表者等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印
職　　業＿＿＿＿＿電話番号＿＿＿＿＿＿

1．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日

＿＿＿＿　年分　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　平成＿＿年＿＿月＿＿日＿＿＿

2．申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等
次葉のとおり

3．添付した書類

4．更正の請求をする理由

5．更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

6．還付を受けようとする銀行等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀　　行　　本店・支店 金庫・組合　　出張所 ＿＿＿農協・漁協　＿＿＿本店・支店 ＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号＿＿＿－＿＿＿ 3　郵便局等の窓口で受取りを希望する場合 ＿＿＿＿

関与税理士	印	電話番号	

（資 15－1－1－A4統一）

改　正　後	改　正　前

書　き　か　た

1　※印欄には、記入しないでください。

2　見出しの「　　税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「 相続 税」又は「 贈与 税」と記入してください。

3　「住所又は所在地（納税地）」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。

　なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。

4　「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。

　なお、法人等の場合は、「 代表者等氏名 」欄に法人等の代表者等の氏名もあわせて記入してください。

5　「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。

（例）　平成○○年分相続税申告書　　平成○○年○月○日提出

　　平成○○年分相続税決定通知書　　平成○○年○月○日遺産分割

6　「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。

（例）　相続税の課税価格のうち、○○市○○町○番地所在の家屋について○○，○○○円の評価誤りがあった。

7　「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。

8　「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。

　預 貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）に還付金が直接振り込まれ、たいへん便利ですので、是非ご利用ください。

(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

　「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。

(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

　「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。

(3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合

　「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。

（注）この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

書　き　か　た

1　※印欄には、記入しないでください。

2　見出しの「　　税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「 相続 税」又は「 贈与 税」と記入してください。

3　「住所又は所在地（納税地）」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。

　なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。

4　「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。

　なお、法人等の場合は、「 代表者等氏名 」欄に法人等の代表者等の氏名もあわせて記入してください。

5　「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。

（例）　平成○○年分相続税申告書　　平成○○年○月○日提出

　　平成○○年分相続税決定通知書　　平成○○年○月○日遺産分割

6　「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。

（例）　相続税の課税価格のうち、○○市○○町○番地所在の家屋について○○，○○○円の評価誤りがあった。

7　「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。

8　「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。

　預 貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）に還付金が直接振り込まれ、たいへん便利ですので、是非ご利用ください。

(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

　「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。

(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

　「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。

(3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合

　「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。

改　正　後

次　葉

（平成23年分用）

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
（　贈　与　税　－　付　表　２　）

（住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書）

	区　分		申告(更正・決定)額	請　求　額
住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額１	㉖	円	円
	住宅取得等資金の合計額２	㉗		
	平成22年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額（最高1,500万円）	㉘		
	非課税限度額（1,000万円（又は1,500万円－㉘）	㉙		
	㉖のうち非課税の適用を受ける金額	㉚		
	㉗のうち非課税の適用を受ける金額	㉛		
	非課税の適用を受ける金額の合計額（㉚＋㉛）	㉜		
	㉖のうち課税価格に算入される金額（㉖－㉚）	㉝		
	㉗のうち課税価格に算入される金額（㉗－㉛）	㉞		

（資１５－１－４－３－Ａ４統一）

改　正　前

次　葉

（平成22年分用）

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
（　贈　与　税　－　付　表　２　）

（住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書）

	区　分		申告(更正・決定)額	請　求　額
住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額１	㉖	円	円
	住宅取得等資金の合計額２	㉗		
	平成21年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額の合計額	㉘		
	非課税限度額（1,500万円（又は500万円）－㉘）	㉙		
	㉖のうち非課税の適用を受ける金額	㉚		
	㉗のうち非課税の適用を受ける金額	㉛		
	非課税の適用を受ける金額の合計額（㉚＋㉛）	㉜		
	㉖のうち課税価格に算入される金額（㉖－㉚）	㉝		
	㉗のうち課税価格に算入される金額（㉗－㉛）	㉞		
	翌年に繰り越される非課税額（㉙－㉜）	㉟		

（資１５－１－４－３－Ａ４統一）